平成２１年（フ）第４９９号
香川県高松市香西北町591番地４　レオパレス香西109号室
債務者　濱元　貞女（旧姓森）
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５３７号
香川県高松市屋島西町333番地
債務者　鎌田　憲明
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５３８号
香川県高松市屋島西町333番地
債務者　鎌田　直美（旧姓一柳・林）
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５６１号
香川県綾歌郡綾川町滝宮1496番地71
債務者　津野　博行
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第７８号
鹿児島県南九州市頴娃町牧之内1831番地１
債務者　大保　トキ
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２１年（フ）第４５２号
沖縄県那覇市松川３丁目18番20―503号　ライオンズマンション松川第３
債務者　牧志志奈子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第４７８号
沖縄県浦添市字経塚811番地54
債務者　仲間　秀雄
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第４７９号
沖縄県那覇市前島２丁目１番９号　コーポ潮渡３Ａ
債務者　岡本　祐子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第４８７号
沖縄県那覇市古波蔵３丁目４番３―404号
県営古波蔵第３市街地住宅
債務者　山入端さなえ
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１６６８号
仙台市青葉区小田原６丁目１番８―401号
債務者　岩渕美奈子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１７０８号
仙台市青葉区北根１丁目16番26―301号
債務者　篠澤　敏克
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１７５２号
仙台市太白区長町５丁目２番６―505号、従前の住所仙台市太白区長町８―５―５―409
債務者　高橋　香織
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１７７７号
仙台市宮城野区自由ケ丘10番６号
債務者　後藤　一元
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１８３６号
仙台市宮城野区大梶16番25―203号
債務者　石田　寿樹
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１８３８号
仙台市宮城野区岩切字今市１番地　Ｂ棟１
債務者　千葉　　実
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１８４１号
仙台市泉区泉中央１丁目25番地の８　グランメール泉Ａ―101
債務者　鈴木　秀人
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１８４３号
宮城県亘理郡亘理町長瀞字鳥飼84番地26
債務者　長谷川　亘
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係